

# 鳥取縣公報

## 縣令

### 鳥取縣令第四十號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十五號諸類檢査規則中左ノ道改正シ  
公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年五月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第七條中左記但書ヲ加フ

但シ六月十五日迄ニ檢査ヲ受クルモノニ付テハ一箇ノ選別標準  
重量ヲ大玉十五匁以上小玉五匁以上十五匁未満ト爲スコトヲ得

## 告 示

### 鳥取縣告示第三百七號

牧野法第一條ノ二ニ依リ左ノ牧野ヲ牧野特定地ニ指定セントス依  
テ直接利害關係ヲ有スル者ニシテ指定ニ對シ異議アルトキハ昭和

昭和十七年五月二十六日  
第千三百三十六號

火 曜 日

十七年六月二十四日迄ニ意見書ヲ知事ニ提出スベシ

昭和十七年五月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

位 置 區	域	面 積	所 有 者
鳥取縣	大字門谷字嶽ノ谷西平ラ九六番ノ二	五〇、五	根雨町
日野郡	大字金持字野谷八五ノ一	五〇〇〇	同
根雨町	大字板井原字大井谷四八番ノ一	五〇〇〇	平岡正人外三名
同	大字金持字朝薊一〇二四番ノ一	一五〇〇〇	根雨町
同	大字中石見字下大倉山一五四番ノ四	一五〇番ノ四	穴奄 石見村
石見郡	同	一三三番ノ二	同
同	大字御机字大平原八三七ノ二番地	二〇〇	米澤村
同	大字宮市字甚付九八一ノ一	八二五	同
同	大字金屋谷字新水原七九二番地	九八三	金屋谷部落
同	同	七九三番地	岩立部落
同	大字岩立字打石山一〇〇五番地	四九六	同
同	大字谷川字大谷九八六番地	三三六	谷川部落
同	同	字小塔九八一番地	同

同郡 大字津也字峠谷東平一〇番地(一〇番) 一七〇〇 日野村  
 大字津也字峠谷西平一〇番地 一〇〇〇 日野村  
 同東平一〇番地(一〇番) 一〇〇〇 日野村  
 日野村 大字本郷字岩田奥一八五四番地ノ内 三、六六 日野村  
 同郡 大字萩原字大峠西〇番地外野草 三五〇〇 多里村  
 多里村 大字洲河崎字寺邸南平二番番 一〇〇〇 洲河崎農事  
 同郡神 大字洲河崎字寺邸南平二番番 一〇〇〇 實行組合  
 奈川村 山上村大字福萬米字野呂山西五番地 三〇〇 妹尾正治外  
 同郡 山上村 大字片山字大グルミ九三三ノ一 二〇〇 國英村  
 入頭郡 同字同 九三三ノ二 二〇〇 國英村  
 國英村(大字安井字柳々舞台三番番地) 三〇〇 安部村  
 同郡(大字安井字柳々舞台三番番地) 三〇〇 安部村  
 安部村(大字安井字柳々舞台三番番地) 三〇〇 安部村  
 宇津ケ鳴三六番地ノ内) 三〇〇 安部村

◇鳥取縣告示第三百八號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財産差押證票  
 ヲ左ノ通交付セリ

昭和十七年五月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

區分番號 交付年月日 所屬廳名 職名 氏名  
 縣稅檢査章七 昭和十七年 鳥取財務 縣書記 柿本 清太郎  
 縣稅滯納者七一 同 同 同 同  
 財産差押證票七一 同 同 同 同

◇鳥取縣告示第三百九號

纖維 品配給消費統制規則第二十條ノ規定ニ依リ業務用衣料品類

入票ヲ發行スル團體左ノ通指定ス  
 昭和十七年五月二十六日  
 鳥取縣知事 土肥米之

◇鳥取縣告示第三百十號

昭和十七年五月十六日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度鳥取  
 縣歲入歳出追加更正豫算同年特別會計縣專費預算歳入歳出更正  
 豫算ノ要領左ノ通  
 昭和十七年五月二十六日  
 鳥取縣知事 土肥米之

歳入

△印減高 之

經常部

第七款 使用料及手数料 △一八、八三四圓

第八款 手數料 △一八、八三四

第一款 國庫下渡金 三、〇九四

第一款 警察費下渡金 三、〇九四

第一款 雜收入 一三六、〇三六

第一款 納付金 二

第六款 物品賣換代 一三六、〇三四

歳入經常部計 一一〇、二九六  
 臨時部 三三二、三七八

第一款 繰越金 三三二、三七八

第二款 國庫補助金 三四五、九六五

第二款 土木費補助金 六、九〇〇

第五項 勸業費補助金 八八、八五二

第六項 社會事業費補助金 二四一、八六三

第七項 時局事務補助金 八、三五〇

第三款 寄附金 六、四八四

第一款 土木費寄附金 八、〇八四

第二款 教育費寄附金 四〇〇

第三款 勸業費寄附金 △二、〇〇〇

歳入臨時部計 三八四、八二七

歳入合計 五〇五、一二三

歳出

經常部

第三款 縣職員費 三五〇圓

第一款 俸給諸給 三五〇

第四款 警察費 二、九〇〇

第一款 俸給及諸給 三〇〇

第二款 廳費 二、六〇〇

第七款 教育費 六〇〇

第一款 師範學校及入頭高等女學校費 二〇〇

第十一款 學事諸費 四〇〇

第十款 勸業費 一一三、一四五

第二款 農事試驗場費 三、四四五

第八項 勸業檢定所費 一、一五、二〇〇

第十五項 産業獎勵費 四、五〇〇

第十一款 社會事業費 二二八

第二款 獎勵學校費 二二八

歳出經常部計 一二七、一三三

臨時部

第一款 警務費 五五五

第二款 廳費 五五五

第二款 土木費 二〇、七〇〇

第三款 道路費 二〇、七〇〇

第三款 教育費 一三、七〇六

第四項 商業學校費 七、六五五

第八項 中學校費 三、五七八

第九項	工業學校費	六七三
第十項	風害復舊費	一、八〇〇
第六款	軍事援護費	二三五、八〇〇
第一項	軍事援護費	二三五、八〇〇
第三十八款	慈惠救濟金繰入金	△ 一七五
第一項	慈惠救濟金繰入金	△ 一七五
第四十款	事變費	九六、五五七
第一項	縣職員費	八、六五〇
第三項	勸業費	八五、四〇七
第四項	防空費	二、五〇〇
第四十三款	選舉肅正費	二、〇二五
第一項	選舉肅正費	二、〇二五
第五十三款	雜出	一、二三三
第二項	過年度返納金	一、二三三
第五十九款	傷痍軍人保護費	七、五〇〇
第一項	傷痍軍人保護費	七、五〇〇
歲出臨時部計		三七七、九〇〇
歲出合計		五〇五、一三三

第五款	補充金	△ 一七五
第一項	一般會計補充金	△ 一七五
歲入合計		△ 一七五
第一款	救濟費	△ 一七五
第一項	慈惠救濟費	△ 一七五
歲出合計		△ 一七五

◇鳥取縣告示第三百一十一號  
國民體力法第九條ニ基キ昭和十七年度國民體力管理醫トシテ選任シタル者左ノ如シ  
昭和十七年五月二十六日  
鳥取縣知事 土肥米之

地方技師	熊野誠治
衛生技師	石原巖
同	吉岡ツグ
防疫醫	林とく
衛生技師	太田垣豊穂

醫師	永井純三
同	石川一郎
同	西島義一
同	荒川俊三
同	高嶋義治
同	藤田龜夫
同	岸田輝雄
同	野坂綱定
同	北岡信親
同	大西要
同	池淵貢
同	北山二郎
同	松原堅
同	野中德太郎
同	岡垣一
同	石河利三
同	中本太二
同	近藤壽子

竹田賢夫	同
宇山芳郎	同
後藤良藏	同
稻富一郎	同
牧野直人	同
山本太郎	同
清水久雄	同
松本多喜馬	同
小松延江	同
坂本定稔	同
原滿津子	同
北浦保憲	同
小田規矩之助	同
大田哲郎	同
生田武雄	同
脇田信一	同
松浦龍	同
木下正之	同
岡定	同
甲田橋之助	同

同  
 小 松 濱 松 北 渡 大 岡 山 廣 錦 眞 宮 宮 森 太 佐 廣 千 大  
 畑 嶋 本 嶋 村 邊 久 田 田 戸 織 壁 岡 本 脇 田 古 江 代 淵  
 義 宗 信 隨 正 藤 久 導 政 節 雄 祥 豐 敏 忠 實 博 和 泰 三  
 次 敬 雄 敬 亮 郎 胤 壽 敏 三 吉 夫 輝 雄 勇 雄 愛 一 治 雄

同  
 藤 小 菊 加 西 君 太 下 岸 森 安 戶 柿 西 岡 大 村 青 井 夜  
 田 松 川 藤 山 野 田 田 田 本 陪 田 田 村 田 谷 江 木 崎 久  
 三 邦 定 良 清 茂 美 良 藤 幸 馬 正 龜 英 正 光 精 義  
 郎 太郎 子 謙 一 三 滿 々 枝 一 郎 藏 藏 廣 治 奏 立 民 雄 一 郎

同  
 山 岸 前 藤 難 桐 涌 田 那 福 石 笹 堀 眞 近 阿 日 乾 岡 勝  
 根 本 場 川 波 谷 谷 中 須 永 田 川 內 嶋 藤 會 野 田 田  
 幸 慶 松 當 伸 重 敏 政 儀 照 泰 謙 啓 孝 三 正 勘 國 類  
 三 民 次 郎 治 卯 治 治 夫 男 親 載 子 藏 治 平 郎 三 治 藏 藏

同  
 岡 中 佐 宮 山 野 岡 原 橋 上 入 森 鳥 松 米 松 中 本 山 涌  
 本 原 木 川 田 嶋 本 田 田 田 江 飼 本 田 田 井 田 耕 谷  
 由 衛 安 博 謙 祐 甚 德 百 政 秀 權 房 昌 光 正 恒 良  
 治 貞 市 人 吉 六 藏 篤 吉 治 茂 誠 三 郎 郎 造 藏 秋 藏 藏

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	籤	渡	都	都	中	瀧	小	作	萬	渡	岡	太	山	天	根	景	伊	三	中	
宅	内	邊	田	田	西	川	酒	野	田	部	田	田	岡	野	鈴	森	藤	輪	井	
	定	千				一	丈	美	亞		祿	幸	員	千	勝	森	勘	嘉	藏	
享	榮	早	實	慶	壯	穗	夫	代	雄	元	郎	雄	秀	三	太郎	太郎	助	泰		

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
安	潮	細	中	川	船	岩	堀	石	須	三	小	小	隅	岩	田	安	足	有	角	
次		田	曾	上	越	崎	田	原	山	原	谷	谷	田	本	中	田	立	田	弘	
二	馨		良	綾	福	文	昌	正	金	廣	德	喜	龍	式	茂	利	梅	松	道	
郎	覺	勇	逸	子	平	太郎	俊	丰	肇	義	義	雄	一	彦	明	顯				

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石	松	池	赤	荒	富	西	佐	上	法	佐	遠	武	飛	池	酒					
原	崎	田	木	木	田		伯	村	橋	伯	藤	田	田	田	井					
周	米		榮	磯	勇	勝	順	亮	亮	清	正	六	義	武	正					
雄	市	肇	太郎	次郎	雄	人	貞	壽	壽	十郎	陽	郎	次	久	仁					

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
矢	平	橋	田	富	上	平	秋	加	高											
田	田	本	中	谷	福	林	山	藤	田											
貝	田	正	一	正	春	秀	清	良	重											
清	增	一	夫	之	義	高	治	夫	一											
治	雄			輔																

◆鳥取縣告示第三百十二號

昭和十七年度國民體力管理齒科醫ヲ委囑ス  
 左記墓地ハ今回整理ノ爲改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノモノ有之趣  
 ニ付有縁者ハ來ル八月二十日迄ニ直接管理者ヘ申出ラレタシ若シ  
 期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ措置セラルベシ

昭和十七年五月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

一 墓地所在地

北海道紗那郡紗那村大字別飛村字ヲダノポリ番外一號

00424

鳥取縣告示第三百十三號

一 管理者 北海道紗那郡紗那村長 藤村 與作  
昭和十七年五月二十二日左ノ團體ニ對シ金屬類四收令施行規則第十一條ノ規定ニ依リ令第十四條ノ協力ヲ爲スベキコトヲ命ジタリ  
昭和十七年五月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
鳥取縣土木建築工業組合  
日本通運株式會社鳥取支店

鳥取縣告示第三百十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス  
昭和十七年五月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
一 組合ノ名稱及地區  
(イ) 名 稱 鳥取縣雜木ベニヤ板販賣業組合  
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓  
二 構成員タル資格

地區内ニ於テ雜木ベニヤ板ノ販賣ヲ業トスル者  
三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日  
(イ) 額 別記之通  
(ロ) 實施ノ日 昭和十七年五月二十六日  
四 認可ニ附シタル條件  
(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
(ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ  
(別記)

雜木ベニヤ板最高販賣價格 (單位一平方尺當)

品目	厚サ	使用面	特撰品	一等品	二等品
榻板	四、〇耗	面片	一八四、一四九	一三八	一三八
榻板	五、五耗	片面	二三〇、一九五	一八四	一八四
同	六、〇耗	同	二四一、二〇七	一九五	一九五
同	同	兩面	〇七〇増、〇七〇増	一	一
松板	三、五耗	片面	一	一、二六	一、二六
同	四、〇耗	同	一	一、三八	一、三八
同	五、五耗	同	一	一、八九	一、八九
同	六、〇耗	同	一	一、二〇一	一、二〇一

一 本表價格ハ賣主店先渡又ハ倉庫渡價格トス

00425

鳥取縣告示第三百十五號

價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ左ノ通湯屋營業人浴料金ヲ認可シ同條第三項ノ規定ニ依リ智頭湯屋組合ノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ之ヲ適用ス  
昭和十七年五月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
一 組合其ノ他之ニ準ズルモノ、名稱及地區  
(イ) 名 稱 智頭湯屋組合  
(ロ) 地 區 智頭警察署管内一圓  
二 構成員タル資格

地區内ニ於テ湯屋營業ヲ爲ス者  
三 統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル額及其ノ實施ノ日  
(イ) 額 湯屋營業入浴料金  
大人 十四歳以上 一人一回ニ付 四 錢  
中人 八歳ヨリ十三歳迄 同 三 錢  
小人 八歳未満 同 二 錢

入浴券十枚以上販賣スル場合ハ其ノ額ノ一割引トス  
(ロ) 實施ノ日 昭和十七年五月二十六日  
四 認可ニ附シタル條件  
(イ) 入浴料金ハ營業所ノ見易キ場所ニ掲記スベシ  
(ロ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

鳥取縣告示第三百十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ鳥取縣釣具商組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス  
昭和十七年五月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
一 組合ノ名稱及地區  
(イ) 名 稱 鳥取縣釣具商組合  
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓  
二 構成員タル資格

地區内ニ於テ釣具ノ販賣ヲ業トスル者  
三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日  
(イ) 額

00426

品名	種別	規格	單位	小賣價格
鉛	丸型長型	一號	八分以上一匁迄	一個
同	同	二號	一匁五分	、〇一
同	同	三號	二匁五分	、〇二
同	同	四號	三匁五分	、〇三
同	同	五號	四匁五分	、〇四
同	同	六號	五匁五分	、〇五
同	同	七號	六匁五分	、〇六
同	同	八號	七匁五分	、〇七
同	同	一〇號	九匁五分	、〇八
同	同	一五號	一四匁	、一〇
同	同	一九匁	一四匁	、一五
海老玉小目	小	三寸五分	一枚	、二〇
同	同	四寸	一枚	、一六
同	同	四寸五分	一枚	、一八
同	同	五寸	一枚	、二二
同	同	五寸五分	一枚	、二七
同	同	六寸	一枚	、三〇
同	同	六寸五分	一枚	、三五
同	同	長一寸	一枚	、四〇
針	針金製		一個	、六〇

針 ハズシ 骨製又ハ 三寸五分 同 一三  
 鈎針用ヤス 命製 長二寸以上 同 四〇  
 金剛砥石 巾三分以上 同 四〇  
 本表ハ價格賣主店先渡價格トス  
 (イ) 實施ノ日 昭和十七年五月二十六日  
 (ロ) 認可ニ附シタル條件  
 (ハ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
 (ニ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

正 誤

昭和十七年三月十日鳥取縣告示第百二十號中左ノ通正誤ス  
 頁 段及行 誤  
 五 初行三段 五〇〇 正 五〇〇瓦  
 六 三行二段 同 同 一個  
 六 四行二段 同 同 一打  
 六 五行二段 同 同 一個  
 昭和十七年五月十八日號外鳥取縣告示第百九十二號中左ノ通正誤ス  
 頁 段及行 誤  
 一 三行上段 金庫事務取扱者左ノ通 金庫事務取扱者中左ノ通  
 一 七行上段 金庫事務取扱者中 金庫事務取扱者  
 昭和十七年五月二十一日號外鳥取縣告示第百九十九號中左ノ通正誤ス  
 鳥取縣日野郡トアルハ 鳥取縣日野郡溝口町大字溝口六百七拾五番地ノ誤

00427

彙 報

大東亞戰下に  
海軍記念日を迎へて

愈々一億殉國の決意を堅めん  
(社寺兵專課)

大東亞戰下茲に第三十七回海軍記念日を迎へ、吾等は無量の感懐なきを得ない。

抑々暴戻米英は我が實力を誤認し、自ら驕りて一片の威壓よく我を抑制して横車を押し得べしとなし、平和を愛好する我が國の交渉を無視して東洋制覇の野望を逞うせんとしたのであつたが、厥然として起つた皇軍は忽ちにして東洋に於ける彼等の據點を悉く粉碎し、開戦半歳にして今や東亞を米英の魔手より奪還して幾す處は濠洲及び印度のみとなつたのである。吾等はこの輝かしき皇軍の大戦果に對して當々感謝感激の外無ないのである。

しかし米英は何といつても世界の強豪である。その領土はなほ世界の廣域に亘り、その資源は未だ殆ど完全に保存されてゐる。

必ずや彼等は軍事力經濟力を樹て直し、卷土重來して長期戦態の下に我に挑戦して來ること、火を觀るよりも際であるといはねばならぬ。

素より萬邦に比類なき尊嚴なる大御稜威と、忠勇無双な皇軍の武威とは彼等の企圖を撃滅して、光榮ある大東亞共榮國確立の聖業を完遂し得ることは些の疑をも容れないのであるが、その間に於て國民の覺悟の愈々鞏固にして、百鍊不屈なるべきを、必須とするのである。

回顧するに日露戦役當時に於て、我が海軍はその緒戦たる仁川旅順の電撃戦による戦果に、爾後の作戦を有利に導く端を開き、第一年にして露國東洋艦隊を全滅したのであつたが、露國は再起を期してバルチック海及び黒海にあつた大艦隊を以て遠く東洋に回航して來たのである。これを完膚なく撃滅して彼をして再び起つ能はざらしめたのが日本海大海戦であつて、この戦勝を記念するものが海軍記念日であることは衆知の通りであるが、この戦勝に至るまでの我が當局を始め國民全部の勞苦心痛と奮闘努力は言語に絶するものであつた。

かくて日本海々戦は皇國の興廢を一舉に決し、國初以來の大戦争は我が大勝の下に終局に導くに至つたのであるが、吾等はこの記念日に當つて今次大東亞戰爭の大戦果に感激すると共に、來る

00428

べき苦難に對する覺悟を益々堅持して最後の勝利獲得に邁進せねばならぬことを痛感するのである。

今や大東亞戰爭はなほ緒戦期であり、しかも皇軍の勇士は日に夜に金石をも熔かす赤道の熱地に、將又、全支並に滿洲の各地に於て生死を超えて、大君の御稱と苦闘を續けてゐる。銃後の吾々は常にこの勇士達の心を心とし、銃後を確實に固めて米英の幾十年に亘る長期戦をも戦ひ抜き、毅然としてこれに勝ち抜いて大聖業を完遂し國家永遠の隆昌の根基を堅めねばならぬ。光榮の海軍記念日を迎ふるに當り、今次大戦の絶大なる戦果を思つて感謝を捧げると共に、愈々一億國民殉國の決意を堅うして最後の止めを刺さねばならぬのである。

因に本縣では今回の記念日を中心に、次の如く記念事業を実施してこの日を意義あらしめることになつてゐるから、充分利用されるやう希望する。

### △海軍記念日行事

- 一、映畫會 一層海軍思想の普及を圖る目的を以て、松江地方海軍人事部より映畫班の派遣を受け、鳥取市、(二十七日)米子市、(二十六日)に於て何れも午後八時より約二時間映畫會を開催
- 二、展覽會 五月二十六・七・八の三日間、丸由百貨店三階催場に於て圖書模型展覽會並に朝日新聞社の海軍に關する寫眞展を

- 開催
- 三、講演會 五月十九日より二十八日までの間、縣下各中等學校
- 三朝温泉療養所・高農に於て西海軍機關大佐、鈴木海軍中佐、三澤海軍機關少佐、福有海軍少佐、三輪海軍特務少尉の講演會を開催

### 僻陬地醫師出張村

#### 補助規程に就て

毎月三十圓を補助し  
無醫村民醫療難救濟

(衛生課)

五月二十二日附鳥取縣告示第三百二號(鳥取縣公報第一千三百三十五號登載)を以て「僻陬地醫師出張村補助規程」が公布された。抑々本縣は二市十八町百五十村あつて、其のうち醫師の在住しない山村は半數に近い七十六を數へて居る。しかしその六割七分にあたる五十一村は村役場の所在地から最寄醫師の在住地まで甚だ遠くなく、療養上からいつてまだ著しい不便を感ずるといふ程でもないのであるが、約三分の一に近い二十五の農山村では最寄

00429

醫師在所地まで二里以上に及び、甚しきに至つては五里餘に及ぶものもあつて、醫師一回の往診に殆ど一日を要し、經費三十餘圓を要する地方もあるのである。

隨つて中農以下のものにあつては容易に其の負擔に耐へ得ぬ處であるばかりでなく、其の死亡率の如きも本縣最近五ヶ年平均、人口千につき十八人内外であるに對して二十餘人に及び、これら無醫村に在住する六萬に垂とする縣民の大部分の者は、一朝病魔の侵す處となれば臥床のまゝ死を待つといふ悲惨の状況にある。

今これら無醫村の發生原因を考へるに、農山村民經濟狀況の不振に基く診療費の不拂ひと、專變發生前よりする醫師の都市集中及び時局的醫師移動等が其の一因ではあらうが、一面地勢の關係と交通の不便に依るところが少なくないのである。

これが對策としては、前者に對しては近時産業組合の發達、健康保險制度の普及等により、漸次解決せられ、後者は國民醫療法の實施に伴つて解消するものと信するけれども、前述の如く專變發生以來縣内在住の醫師數が著しく減少し、且つこれが補充の困難な現下の時局に際しては、今直にこれに對して施すべき方案がない處であつて、洵に痛嘆に堪えぬ次第である。

今回公布された僻陬地醫師出張村補助規程は、これら悲惨なる純無醫村のうち、未だ診療所の開設されてゐない僻陬の地方に對

して道路改修に併せて速に診療所を開設せしめ、縣都市醫師會援助の下に一ヶ月十日以上、各日四時間以上其の山村に醫師の出張を求めて當該村民の疾病預防及び治療其の他健康増進と体力向上につき必要なる施設を實施せしめ、これに對しては醫師の出張車馬賃の一半を補助する意味に於て、前記條件に適合する場合に限り毎月金三十圓を經費より補助するものであつて、診療所は村長がこれを開設して醫師が管理し、常時保健婦看護婦若くば助産婦を勤務せしめ、又醫療用器具機械・電話其他の通信機關及び車馬等の交通機關を整備して、當該村民の疾病治療に便ならしめようとしてゐるのである。

豫算の關係上一時にこれが普及を期することは出来ないのであるが、その成果に應じて漸次これを擴張充實し、縣民の醫療難を多少なりとも救済して健康増進・体力増強に資し、聊かでも拔苦與樂の施設たらしめると共に國策にも順應しようとしてゐる次第である。



00430

### 農繁季節保育所

—全部落に是非設置を望む—

(社 會 課)

◇ 麥の收穫に田植に、猫の手も借りたい農家最繁忙の時は來た。戦時下の食糧問題が如何に重要な問題であるかは多言を要せぬと共に、これに伴ふ勞力は如何ほどあつても足りない。從來勞力供給縣と目されてゐる本縣の如きも、召されて戦の第一線に立ち、或は徵用に應じて時局の急務に參じ、又は興亞建設の各方面に進出する等によりて今や農耕の勞力は甚しく不足を感じてゐる。勞力の調整は實に一農村の問題でなく國家全体の最重要事である。

◇ かゝる事情の下に農繁期を迎へる農村として、季節保育所の設置が如何に農村勞力の能率上進に大なる影響を與へるかは明らかであつて、各市町村乃至全部落に於て指導の立場にある人々はもとより些にても時間的に餘裕を作り得るものは是非奮起を要する事柄なのである。

◇ 乳幼児保育の爲に農家の母が如何に時間を消費し、精神を勞し

てゐるかは想像の外にある。「早乙女や子の泣く方に植ゑて行く」といふ古川柳はたゞに母性愛を覗ひ得るのみでなく、農繁中に於ける母性の心勞が察せられる。

◇ 戦時下に於ける季節保育所が勞力調整上喫緊な問題であると共に、乳幼児保護・母性保護の點からいつて極めて重要な役割を脊負ふことも決して等閑にしてはならぬ。大東亜共榮圈指導の重責を有する我が國將來の爲に、農繁にまぎれてとかく放置され易い乳幼児を收容してこれを介護する施設は、これらの乳幼児を外的な危険から擁護し得るばかりでなく、その教養訓化の上に非常に有効であり、それと共に多忙な母性を精神的に身体的に開放して農耕に専念せしめることによつて、心身過勞の中に勞働する母性を擁護することは著しいものである。

◇ まことに農村に於ける季節保育所の設置は一石二鳥三鳥の必須施設といはねばならぬ。希くは縣下各町村全部落にもれなくこれを設置して刻下の緊急問題解決に邁進されるやう切望に堪へぬところである。

◇ 季節保育所は隣保共助の精神を基として市町村自体の文化連絡の母体ともなすべきものであるから、經營主体を市町村と常會の合同經營としてあらゆる指導力教育力を動員すべきであつて、か

00431

◇ くて親心の郷黨動員によつて、市町村民乃至部落民が物心公私の全生活に於て強靱なる錬成を遂げて、眞に一心一体をなすところの協力体の完成と皇民總威の目的をも達し得るわけである。

◇ 従つて季節保育所を開設するに當つては、常習等を通じて部落民特に婦人の覺醒を促すことが大切であるが、單に保育所のみ孤立的なものとなせず、理想境農村文化建設の大所より考慮して共同作業、共同炊事等と共に連絡經營を行ひ、隣保事業の全面的展開への誘導をなすべきであつて、しかも初めより理想化せず漸進主義をとつて、設備等も成るべく持寄り又は工夫作製して簡易なものを使用し、保姆の如きも婦人會等の活動又は常會指導の下に毎年開設によつて修練向上せしむべきである。そして取扱に當つては成るべく家庭的色彩を濃厚にし、丈夫な身体、よい習慣、楽しい遊び、榮養食等を與へて、誠意によつて不完全を補ふやうに努めねばならぬ。

◇ しかし開設に當つては種々の基礎調査は充分にせねばならぬ。部落戸數人口、乳幼児の年齢別人員、學年別、男女生徒兒童數、實施期間、經理、献立、指導組織、保育案、設備計畫等諸調査諸準備に萬全を期する必要がある。

◇ として中心指導力としては教育者、教養ある婦女、保健委員、

◇ 村醫、保健婦、警察官、方面委員、農會組合、銃後奉公會、婦人會壯年團、青少年團等各種團體の協力援助を得、學校との連絡による女學校生徒の保育實習をも求めるを可とする。又全部落民は開設中一二月間の奉仕をなし、餘裕ある青少年團員の勤勞奉仕による助手も必要である。

◇ かくて經營はなるべく合力により、金のあるものは金を、物資のあるものは物を、建物のあるものは建物を、勞力のあるものは勞力を提供し、何も無いものは誠意即ち精神的援助をして徹底せる一体觀と親心により理想的に實効を擧げると共に、一体的生活錬成の重要施設として地方文化建設の母体たらしめるやう心すべきである。

◇ 季節保育所の使命は時局の進展と共に益々重大となり、従つて地方民の實生活上欠くべからざる緊要施設となつた。全町村全部落に於ては如何なる支障困難をも排除して實施せねばならぬものとなつてゐるのである。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

00432

### 電球の新舊品引換制

新品購入者は必ず廢電球を

(商工課)

電球生産資材の確保と電球配給の適正を圖るため、縣では五月十六日より電球の新舊品引換制を實施した。

即ち従來從量燈需要者で新品の電球が欲しい場合には何時でも廢電球を持つて行かなくても買ふことが出来たのであるが、今後は定量燈の如く廢電球と引換えてなければ新しい電球を買ふことは出来なくなつた譯である。併し同じ引換制でも定量燈需要者は電燈會社指定の電球配給所に廢電球を持つて行けば無料で新品と引換が出来るのに反して、從量燈需要者は電球小賣居で廢電球と引換えに新品を購入するのである。又豆電球、自動車電球、寫眞電球、閃光電球等も同様引換制で、一般電球小賣店に於て取扱はない特殊電球の販賣店に廢電球を持つて行かなければならぬ。更に破損した電球で新品を購入せんとする者は口金と破損せる硝子層(已むを得なければ口金のみでもない)を持つて行かねばならぬし、新規の需要者又は已むを得ない事情で廢電球を供出ることのない者は町内會長、部落會長の證明書を從量燈需要

者は電球小賣店に、定量燈需要者は電燈會社にそれ／＼提出して新品の購入文は交付を受けるのである。

### 金屬類特別回收標語募集

(振興課)

金屬類特別回收は決戦態勢下いよ／＼その重大性を増して來たので、本年も昨年に引續いてこれを實施することゝなつたのであるが、これが回收能率を最高度に發揮せしめる目的を以て、今回この金屬類特別回收に關する標語を左記により募集することゝした。多數當つて應募せられるやう希望する。

- 一 用紙 官製ハガキ一枚
- 二 標語數 一人二句以内
- 三 目的 金屬類特別回收促進に裨益するもの
- 四 宛先 鳥取縣廳振興課資源回收係
- 五 締切期日 六月十日(當日到着迄のものに限る)
- 六 資格 制限なし、但し縣内應募者に限る
- 七 發表表 六月十八日
- 八 賞品
  - 一等 一人 債券十圓券 一枚
  - 二等 二人 同 五圓券 一枚宛
  - 三等 五人 同 一圓券 一枚宛

昭和十七年五月二十六日印刷  
昭和十七年五月二十六日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所